

行政手続部会終了後記者会見録

1. 日時：平成31年4月23日（火）
2. 場所：合同庁舎4号館12階共用1202会議室

○司会 それでは、ただいまより「行政手続部会」の記者会見を行いたいと思います。

会見は、内閣府規制改革推進室参事官の石崎、谷輪が行います。

それでは、お願いいたします。

○谷輪参事官 よろしくお願いいたします。

本日は関係省庁からのヒアリング、「重点分野『営業の許可・認可に係る手続』」と「重点分野『補助金の手続』」に關しまして、それぞれ経済産業省、経済産業省・総務省からヒアリングを行いました。

議題の1のほうの営業の許可・認可につきましては、私から説明させていただきます。

最近、何回かやっていますが、各省に行政手続コスト20%削減のための基本計画をつくってもらって、そのレビューをやっているという性格のものでございます。

具体的に資料1-2から紹介させていただきますが、論点があって、経産省から回答をいただいているものでございます。

資料1-2の1ページからですが、①、②、③とありますが、1つキーワードとして法人共通認証基盤とあって、1つのID/パスワードでさまざまな行政手続が行えるようにしようという取組を、今、経済産業省を中心に政府で取り組んでいるのですが、その法人共通認証基盤に関連する論点として、経済産業省の手続については、法人共通認証基盤に対応すると理解してよいか。

また、電子申請という意味で、例えば、国税、地方税では原則、電子申請を義務化しているのですが、経済産業省でも、そういうことを考えないのか。

③では、10年ぐらい前なのでございますけれども、幾つかの手続について、電子申請をやっていたのでございますけれども、電子申請が停止したという手続も幾つかあるもので、そういうのも法人共通認証基盤を活用して再開に向けて取り組むべきではないかという論点でございます。

回答ですけれども、法人共通認証基盤、2019年度から一部で開始して、2020年度以降も展開していくという中で、手続件数が多くて費用対効果の高いものからやっていくという回答でございました。それで、かつて電子申請を停止したものについても検討していくという回答です。

②、2ページの下のほうですけれども、電子受付の原則化を進めるべきと考えているという回答がありました。

次に3ページ、④、⑤、⑥なのでございますけれども、これはいずれも、例えば④は自分の署名

と押印を求めているのですけれども、いずれか一方でよいとか、⑤は役員履歴書について、これまで通常あるのは役員それぞれについて、これが真正のものだということを証明しなければいけなかったのですけれども、代表取締役が1人で証明すればよいということ。

⑥は、冷凍まぐろの事前確認の申請手続というのが、経済産業省と農林水産省の両方で行っていたのですが、それを30年からは水産庁に一元化していると、手続が事業者にとってワンスオンリー、1回で済むというような取組があったりするのですが、こういうものをベストプラクティスと、よい事例として省内に展開するべきではないかという論点でございます。参考にすべきと、有効な手法として位置づけていくという回答がございました。

次に、4ページから個別の法律に関する論点になりますが、ここは外国為替及び外国貿易法で、輸出入のときに承認手続というのがあるのですけれども、その電子申請の取組を聞いているのが、4ページ、⑦、⑧です。

簡単に言って、手続上、紙でしか出てこない書類があると思うので、そういうところは遅れていますという説明でした。

続きまして、6ページですけれども、電気やガス等々の保安関係の法令というものがあるのですけれども、これが年間で25万件ぐらい手続がある、大きい手続なのですけれども、これらについて、全ての手続についてIT化を包括的に検討した上で、手続の簡素化、IT化を行うという計画になっているもので、その取組を聞いているものでございます。

回答の一番下、結論だけですけれども、件数の多い手続から、2019年度、今年度中の段階的運用開始を目指して、そのシステムを開発中ですという回答がございました。

次に8ページ、再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法、いわゆるFIT法でございます。

これも、50kW以上の太陽光等々の認定について2019年度、バイオマス等々について2020年度に電子化を行うということになっているのですが、実現に向けた取組状況についてヒアリング等々を行いました。

回答は、そこに書いてあるとおりでございます。

1つ紹介すると、⑬番の一番下ですけれども、10kW未満の住宅用太陽光発電設備の場合には、印鑑証明の添付を不要としたとか、そういう簡素化の取組があるという説明がございました。

次に9ページ、鉱業法ですが、⑭番のほうはシステムの開発の話、⑮番のほうは、各経済産業局というのが全国に幾つかあるのですけれども、そこごとに審査の基準とかが若干ばらばらだったということで、解釈の統一を図るために、担当者間でばらばらを統一するように措置を講ずるということだったのですけれども、何をやったのですかという論点でございます。回答のほうは⑮番のほうを見ていただきますと、地方経済産業局の担当者会議を開催して、認可理由の一覧表を担当者間で共有して、やはり、本日説明があったのですけれども、結構ばらばらがあったということで、その共通理解の醸成に努めたということでございました。

10ページですけれども、中小企業等経営強化法、これもまたオンラインシステムの開発中ですという取組が紹介されているのですけれども、2019年度に改修、機能拡充が予定されているということなのですから、これが完了するとオンラインで、申請から認定まで完結するようになるのですかという論点です。

回答ですけれども、経済産業局のみを申請書の提出するものに関してはオンラインで申請が可能になると。経産局のみと申したのは、他省庁あての申請というものもあるようでございまして、そこは関係方面と調整する必要があるということなのですが、経産局のみについては、オンライン申請が可能になるという回答でございました。

許認可の部分は、以上です。

○石崎参事官 補助金のほうでありますけれども、補助金につきましては、資料2-1からご覧ください。

幾つかありますので、1つは、国のほうで共通補助金システムをつくって、それで、できるだけいろんな省庁の補助金とか、自治体の補助金をワンスオンリーで、この補助金システムで申請ができるようにしていこうという話なのですけれども、それを前提として、まず、資料2-1というのは、各省あるいは経済産業省の中においてすら、補助金の添付書類、特に必要とされる財務諸表がまちまちになっている。基本的に決算書をとるものとか、財務諸表までとるものですか、貸借対照表まで求めるものとか、いろいろあるという中で、できるだけ提供する中身も共通化していきましょうということで、2ページですけれども、例えば、取得する財務諸表を直近年度1カ年分にするのですとか、財務諸表のうち、自己資本の比率ですとか、流動比率を確認するのですとか、そういうところも共通化していく、それを今、経産省のほうで、事業者向けの補助金は、一番経産省が多いものから、1つのたたき台というものをつくって、今後、補助金を所管する財務省ですとか、事後のチェックをする会計検査院とも相談をしていくと、そういった流れがございました。

それから、資料2-2の1ページは、補助金システム、経産省は28ですね、今、事業者向けの補助金というのがあるのですけれども、そのうちのどれを補助金システムに搭載するか、基本的には、支障がないものは全部搭載するということなのですから、では、どういったものが支障があるかというのを逆に分析したものが資料2-2のペーパーであります。

下の2ポツでありますけれども、例えば、補助金共通システムというのは事業者向けであるので、消費者向けの補助金については、そもそも載り入れないですとか、その次の2ページですけれども、未公開の特許情報とかを乗せる、これはインターネットでのシステムで扱えないですとか、あるいはLG-WANという自治体のネットワーク、経産省が開発している補助金システムというのがクラウドのシステムなので、その双方の接続に調整が必要なもの、そういった種類のものがあるということでもあります。

資料の2-3ですけれども、これは、既に3月に官邸の中小企業関係省庁会議で配られた資料なのですから、先ほどの補助金共通システムについて、自治体にも呼びかけを

行っていて、今、45の自治体が意見交換に参加したというところであります。

その次のページが、2ページですけれども、補助金システムを導入して以降ということで、今後のスケジュールとしては、参加自治体をまとめて、6月ぐらいから具体的な課題を洗い出すということでのFS調査を行っていく。そんな説明がございました。

補助金については、以上でございます。

○司会 それでは、質問をお受けしたいと思います。

何か御質問は、ございますでしょうか。

○記者 時事通信です。すみません、細かいところで恐縮なのですが、資料1-2の4ページの部分の電子化率が低いという部分なのですが、ものによっては、法律などで、紙媒体でやらないといけないというものもあると思うのですが、もし、電子化するとしたら、そういう法改正などが必要になってくるのでしょうか。

○谷輪参事官 そうですね、それが先ほど少し申し上げましたけれども、資料1-2の4ページの下のほうでCITES許可書の交付とか、輸出移動書類の手続等が紙になるためという記述がありますけれども、いわゆる添付書類ですね。

○記者 そちら辺の改正も今後は。

○谷輪参事官 それが、法令でそういうことを添付することになっているということになっていて、現状では、それが電子化されていないということで、今まさに法令との関係で、今はそこまでは電子化できないという説明でした。

○記者 将来、法令改正なども検討されているのですか。

○谷輪参事官 そこまでの説明はなかったのですが、一応、全体として電子化に向けて取り組んでいるという話です。

○記者 以上です。ありがとうございます。

○司会 それでは、これで「行政手続部会」記者会見を終了いたします。

ありがとうございました。